

公立大学法人福知山公立大学学生団体の活動等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健全な課外活動の育成を図るために、学生団体の活動に係る必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において課外活動とは、正課以外における、学術、芸術、スポーツ及びレクリエーション等に関する活動のうち、学生が自主的に参加して行う健全な活動をいう。

2 この規程において学生団体（以下「団体」という。）とは、公立大学法人福知山公立大学（以下「本学」という。）の学生で構成される団体をいう。

(団体の設立)

第3条 学生が、団体を設立しようとするときは、次の事項を記載した「学生団体設立承認願」（別紙用紙1）と「学生団体構成員名簿」（別紙様式1の2）を提出し、学長の承認を受けるものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的、趣旨
- (3) 活動内容、年間活動計画表
- (4) 学生代表者、団体役員の名及び連絡先
- (5) 団体構成員の名及び連絡先
- (6) 顧問の名
- (7) その他学長が必要と認める事項

(団体の届出事項の変更)

第4条 団体が、前条の各号に掲げる事項について変更したときは、学長に「学生団体変更届」（別紙様式2）を提出するものとする。

(団体の継続)

第5条 団体が、前年度に引き続き団体活動の継続を希望する場合は、「学生団体継続届」（別紙様式3）を指定する期日までに、学長に提出するものとする。

2 前項の届出がない団体は、解散したものとみなす。

(顧問の設置)

第6条 団体に顧問を置くものとする。

2 顧問は、原則として本学の専任教職員がこれにあたり、当該団体の活動に対する助言及び指導を担うものとする。

(講師及び指導員等の招聘)

第7条 団体が、学外から講師、指導員等を招聘するときは、「外部講師・指導員等招聘届」（別紙様式4）を顧問の同意を得て学長に届け出るものとする。

（学外団体への加盟）

第8条 団体が、学外の団体に加盟したときは、次の事項を記載した「学外団体加盟報告書」（別紙様式5）及び学外団体に加盟したことを証する書類を、学長に提出するものとする。

- （1） 学外団体の名称、代表者氏名
- （2） 加盟の趣旨
- （3） 学外団体の目的及び事業
- （4） 学外団体の本部及び事務局の所在地
- （5） 顧問の氏名及び承認印
- （6） その他学長が必要と認める事項

（学外活動及び合宿等）

第9条 団体が学外において、集会、文化活動又は体育活動等を行う場合は、その期日の7日前までに「学生団体学外活動届」（別紙様式6）に必要事項を記載のうえ、参加者の名簿を添えて、学長に届け出るものとする。

2 団体又はその構成員が合宿等を行う場合は、その期日の10日前までに「学生団体合宿届」（別紙様式7）と参加者の名簿、日程計画表を添えて学長に届け出るものとする。

（団体の活動停止及び解散）

第10条 団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

- （1） 構成員が不足するなど、団体の運営が円滑に行われなくなったとき
- （2） 構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接に関係があったとき
- （3） 一年以上団体活動が行われなかったとき
- （4） その他、本学の学生として相応しくない活動を行い、著しく本学の名誉を傷つけたとき

2 団体が解散したときは、「学生団体解散届」（別紙様式8）を学長に提出するものとする。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、団体の活動等について必要な事項は、学務・学生支援グループで定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。